

# 令和5年度愛媛県DX実践人材等育成支援事業費補助金募集要領

## 1. 趣旨

県内企業のDXによる生産性向上や新規事業創出等を促進するため、県内企業に在籍する従業員のDXに関する専門知識及び技能の習得に必要な経費やITパスポート試験の受験に必要な経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

補助金の交付に当たっては、令和5年度愛媛県DX実践人材等育成支援事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、この募集要領の定めによることとします。

## 2. 対象事業

本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次のとおりです。ただし、本補助金以外の他の補助や助成を受けている場合は対象から除きます。

### (1) DX実践人材育成支援事業

県内企業が自社業務の効率化や生産性の向上、新規事業創出等に資するDXの推進を目的とし、従業員のDXに関する専門知識及び技能の習得を支援する事業

### (2) ITパスポート取得支援事業

県内企業が自社業務の効率化や生産性の向上、新規事業創出等に資するDXの推進を目的とし、従業員のITパスポート取得を支援する事業

## 3. 対象事業者

本補助金の交付の対象となる事業者は以下のとおりです。

### (1) DX実践人材育成支援事業

愛媛県内に本社、支社、支店、事業所等を有する事業者であること

### (2) ITパスポート取得支援事業

愛媛県内に本社、支社、支店、事業所等を有する事業者であること

## 4. 対象経費

本補助金の交付の対象となる経費は以下のとおりです。

### (1) DX実践人材育成支援事業

教育機関が提供する集合研修又はeラーニングを利用した講座の受講費及び教材費（備品購入費、旅費、食糧費は補助の対象から除きます。）

### (2) ITパスポート取得支援事業

情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号）に基づき、経済産業大臣が行う情報処理技術者試験のうち、ITパスポート試験の受験手数料及び対策講座受講料（ITパスポート試験に合格した者に係る受験手数料及び対策講座受講料に限ります。）

## 5. 補助対象外の経費等

以下の経費は補助の対象から除きます。

①交付要綱制定日より前に教育機関との契約又は試験実施機関に受験申込みを行っ

たもの

- ②DXの推進に関連が認められないもの
- ③パソコン等の電子機器やソフトウェアの操作方法等、通常業務又は通常業務の延長と認められるもの
- ④自社で企画したもの又はそれを外部に発注したもの
- ⑤受講者1人当たりの受講料等があらかじめ定められていないもの
- ⑥法令により訓練等の実施が義務付けられており、事業主によって実施する必要があるもの
- ⑦実績報告書提出時まで、教育機関又は試験実施機関が交付する書面等により修了又は試験の合格を確認することができないもの
- ⑧申請企業のグループ企業等関連会社、代表又は役員、役員の親族が経営する会社が提供するもの
- ⑨その他、本補助事業の趣旨に照らして適切でないと知事が認めたもの

## 6. 補助率及び補助限度額

本補助金の補助率及び補助限度額は以下のとおりです。

補助率：補助対象経費の1/2

補助限度額：1社当たり45万円（1人当たり15万円を限度とします）

## 7. 予算額

13,500千円

※予算の範囲内で補助金を交付します。

## 8. 申請募集期間

第1回募集 令和5年5月31日（水）から令和5年6月30日（金）まで

第2回募集 令和5年7月3日（月）から令和5年8月31日（木）まで

第3回募集 令和5年9月1日（金）から令和5年10月31日（火）まで

第4回募集 令和5年11月1日（水）から令和6年1月26日（金）まで

（応募者多数の場合は、次項の評価基準により申請内容を審査し、予算の範囲内で交付決定を行います。また、申請額の合計が予算額の上限に達した場合は、申請募集期間中であっても、募集を終了することがあります。）

## 9. 応募者多数の場合の交付決定

本補助金への申請額が募集期間における予算の上限を超える場合は、補助事業計画書に記載された、DXの取組方針、DX実践人材の育成方針及び補助事業の実施内容を踏まえ、審査を実施の上、交付決定を行うこととします。ただし、審査内容の詳細は開示しません。

## 10. 交付申請の方法

交付要綱第5条の規定に従い、募集期間内に必要書類を愛媛県経済労働部産業支援局産業人材課に提出（持参、郵送、メール）してください。

## 11. その他

本補助金の申請等において、その内容に虚偽等が認められる場合には、交付要綱に基づき、交付決定の取消や補助金の返還を求めるほか、事業者名を公表する場合等があります。

### 【お問い合わせ・交付申請書提出先】

〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2  
愛媛県 経済労働部 産業支援局 産業人材課  
TEL : 089-912-2506 (直通)  
E-Mail : sangyoujinzai@pref.ehime.lg.jp